

大阪市監査委員 足 高 將 司  
同 広 岡 一 光  
同 高 橋 敏 朗  
同 高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 20 年 12 月 16 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市は、各区の地域振興会と称する町内会が、任意団体であるのに、これに一律大金を事務委託や補助金で支出していたが、以下に述べるように不法不当なものである。

大阪市は町内会の加入者に対してしか敬老祝い金を支給していない。連合会及び町内会に補助金として毎年約 1 億 8,000 万円にも上る金額を分配し、その用途については町内会にお任せの丸投げで、決算内容は極めて杜撰である。

資料によると、平成 18 年度、70 歳以上の人口 38 万 440 人の内、町内会加入人口はその半分以下の 16 万 9,080 人である。さらに、記念品配布などを行っている町内会と、そうでない町内会と様々で、全体としては 14 万 5,962 人に配布している。市税の徴収は全市民を対象にしているからには、当然公平に施策等に反映しなければならないが、大阪市は、町内会に加入していなければ、上記記念品の還元もない。神戸市などのように全市民対象に祝い金を配布するべきである。

そして、社会見学・研修会はたんなる遊びで、補助金の対象とはならない。報告書によれば、私達市民の税金で一部補填しており、許し難く言語道断だ。

例えば、生野区では 18 年度市補助金 942 万円に対し、会費の収入は 203 万 1,450 円しかないにもかかわらず、振興会及び研修会補助金 103 万 4,286 円、19 年度補助金 945 万 5,000 円に対し、会費収入はなんと 18 年度の 3 倍の 624 万 4,089 円もあり不自

然だ。加えて、振興会事務経費が 18 年度は 93 万 2,980 円計上されているが、19 年度はコピー 1 枚の経費すら計上されておらず、他区に計上されている分担金の項目もない。19 年度は敬老会 225 万 1,620 円、研修会に 87 万 870 円が補助金の中から使われている。

住吉区にいたっては、19 年度敬老会の参加人数は端数もなく不自然な上、補助金金額は 433 万 1,500 円として計上しているが、私達が計算すると 464 万 7,500 円となり、さらには総合計金額すら間違っており、決算書の偽造も考えられる。

また、町内会の活動がされていないにもかかわらず、水道光熱費が異常に高い所や印刷物の架空計上であろう経費、その他経費の水増し請求、無駄遣いが多く見られた。加えて、各区で振興会に対し、分担金として計上している区、計上されていない区とがある。これらは補助金の付け替えに過ぎず、整合性の欠片もない。かりに必要としても、任意団体の維持は全て自己負担で行うべきだ。

以上、大阪市監査委員が、市長に対し、任意加入の団体である町内会に対してではなく、全市民を補助対象とするよう求めると同時に、18 年度及び 19 年度の敬老参加記念品配布と振興会及び研修会費用に係る補助金 1 億 4,072 万 6,927 円を市に返還させるよう求める。

## 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

しかしながら、本件請求は、地域振興活動補助金の支出を「不法不当」として請求の対象とする旨標榜するものの、その実、各区地域振興会に交付された本補助金のうち、敬老祝い品、社会見学・研修会、区地域振興会の事務・維持経費に使われた部分について問題とするものと解さざるを得ず、それらは補助金受領者側の用途の問題ではあっても、もとより財務会計上の行為たる本市職員等の支出行為でも、それらに固有の違法不当性を主張するものでもなく、加えて、内容からしても、以下のとおり独自の思料に基づくものと言わざるを得ない。

すなわち、敬老祝い品については、請求人は、詰まるところ、市の事業として直接、全高齢者に支給すべきである旨、政策的当否を主張しているに過ぎず、また、社会見学・研修会については、「たんなる遊び」とするだけで、内容を吟味したうえで補助目的に合致しない点等を個別具体的に主張するものでもなく、専ら、直接には関係が

あるとは解されない決算報告書の内容を殊更問題にするだけである。さらに、区地域振興会の事務・維持経費については、個別具体的な事例を挙げることもなく、「架空計上であろう」、「水増し」、「無駄遣い」、「任意団体の維持は全て自己負担で行うべきだ。」などとして自らの判断基準によっているだけである。

そうすると、本件請求は、請求対象の点でも、違法不当性摘示の点でも、いずれにしても法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。